

宮津市公報

平成25年2月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

告 示

2 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	1
3 市道路線の区域変更	1
4 市道路線の供用開始	1
5 宮津市公印の印影印刷	1
6 宮津市公印の印影印刷	2
7 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	2

公 告

1 宮津市営住宅等の入居者の公募	2
2 公示送達	3
3 公示送達	3

水 道 企 業

〈告 示〉

1 宮津市指定給水装置工事業者の指定	3
--------------------------	---

教 育 委 員 会

〈告 示〉

1 宮津市教育委員会定例会の招集	3
------------------------	---

農 業 委 員 会

〈告 示〉

1 宮津市農業委員会総会の招集	4
-----------------------	---

告 示

宮津市告示第 2 号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成 9 年規則第 3 号）第16条の規定により告示する。

平成25年 1 月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第122号

- (1) 名 称 エンジニアリング畑中
- (2) 所 在 地 京丹後市丹後町筆石111番地
- (3) 代 表 者 畑 中 一 則
- (4) 指 定期間 平成25年 1 月28日 ~ 平成29年12月31日

* * *

宮津市告示第 3 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟 3 階）において、平成25年 1 月30日から平成25年 2 月13日まで縦覧に供する。

平成25年 1 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

路線名	道 路 の 区 域				備考
	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 m	延長m	
木の部喜多	宮津市字滝馬小字一本木13番地の 7 から 宮津市字滝馬小字一本木13番地の 9 まで	前	2.80 ~ 10.60	2,581.0	
		後	2.80 ~ 10.60	2,645.7	

* * *

宮津市告示第 4 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟 3 階）において、平成25年 1 月30日から平成25年 2 月13日まで縦覧に供する。

平成25年 1 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
木の部喜多	宮津市字滝馬小字一本木13番地の 7 から 宮津市字滝馬小字一本木13番地の 9 まで	平成25年 1 月30日

* * *

宮津市告示第 5 号

宮津市公印のうち市印凸版の印影を印刷するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第 7 条第 2 項の規定により告示する。

平成25年 2 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省略>	市印凸版 国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者 資格証明書その他国民健康保険に関する受療証、 受給者証及び認定証 (国民健康保険特定疾病療養受療証)	平成25年 2 月 4 日

* * *

宮津市告示第6号

宮津市公印のうち市長印凸版の印影を印刷するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成25年2月1日

宮津市長 井上正嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省略>	市長印凸版 市長名をもって発する文書 (死体火埋葬許可証) (火葬場使用許可書)	平成25年3月1日

* * *

宮津市告示第7号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成25年2月1日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第123号

- (1) 名 称 北都建設株式会社
- (2) 所 在 地 宮津市字小寺772番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 辻 井 浩 之
- (4) 指定期間 平成25年2月1日～平成29年12月31日

公 告

宮津市公告第1号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成25年1月7日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン (若者向け住宅)	宮津市字惣	B棟	39,000円	1	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成25年1月10日（木）から平成25年1月24日（木）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 平成25年2月20日（予定）

* * *

宮津市公告第2号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成25年1月8日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第3号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成25年2月1日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

水道企業

〈告示〉

宮津市水道告示第1号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成25年1月28日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S12122号

- (1) 名称 エンジニアリング畑中
- (2) 所在地 京丹後市丹後町筆石111番地
- (3) 代表者 畑中 一 則

教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第1号

平成25年第1回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成25年1月18日

宮津市教育委員会
委員長 生駒正子

- 1 日時 平成25年1月29日(火)午前10時
- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

農業委員会

〈告示〉

宮津市農業委員会告示第1号
宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。
平成25年1月7日

宮津市農業委員会
会長 小嶋保徳

- 1 日時 平成25年1月11日(金)午後4時
- 2 場所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議題
議第1号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
議第2号 非農地証明について